

令和2年2月12日

杉並区議会議長

井口 かつ子 様

議会改革特別委員会

委員長 大槻 城一

議会改革特別委員会活動経過報告書

議会改革特別委員会の活動経過について、下記のとおり報告します。

記

1 令和元年12月5日

(1) 所管事項調査

ア 議会基本条例について

令和元年9月30日、11月11日に開催した「議会基本条例に関する部会」において検討した、第5条、第7条、第9条から第12条の条文修正及び解説文作成の検討内容について、委員長から報告を行った。

報告を受けた後、第5条・7条については以下のとおり記載することを決定し、第9条～12条については引き続き検討することとした。

第5条（議員の活動方針）

継続検討となっていた解説文の表記に関して、政治倫理の向上については具体的な記載を加え、わかりやすい表現に修正した。また、政策立案能力の向上については、議員が条例案を提出することができる旨の説明を追加することとした。

第7条（会派）

条文は、第1項で議員は会派を結成することができること、第2項で会派結成及び変更時には議長に届け出をし、議会はこれをホームページ等で速やかに公表することを記載し、解説文には、会派の結成方法、現在の交渉会派の位置付け、一人会派についての説明を記載することとした。

第9条（会議の公開）【検討継続】

条文は、議会の会議を原則公開し、区民に開かれた議会運営に努めることを明記

することで決定した。解説文は、秘密会の記載等を書き加える必要があることを確認し、引き続き文章の検討を行うこととした。

第10条（広報活動の充実）【検討継続】

区民が議会について知る機会を十分に確保できるよう、積極的な情報発信に努めることを記載することとしたが、表現に一部修正が必要であることから、条文・解説文ともに検討を継続することとした。

第11条（区民意見の反映）【検討継続】

条文は、第1項で請願・陳情の適切な審査に努めること、第2項で必要に応じて公聴会制度、参考人制度の活用を努めること、第3項で意見書の提出について記載することを決定した。解説文は、文章表現で見直すべき点があるため、検討を継続することとした。

第12条（区長等との関係）【検討継続】

条文は、二元代表制のもと、区長等との関係性について記載することを決定した。解説文は、文章だけでは「区議会－区長等」の関係性がわかりにくいため、図も記載することとしたが、いくつか修正点の指摘があったため、検討を継続することとした。